

新潟県立巻高等学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ等防止等の対策のための組織として、「いじめ対策推進委員会」を組織し、保護者、地域、行政機関等の関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け様々な教育活動を通し、発達支持的生徒指導及びいじめの未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、速やかに全職員で情報を共有し、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告しその指導のもと、警察等関係機関に相談・通報し、連携しながら対処します。

本基本方針には、「巻高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます

1 いじめ防止基本方針の策定

- 本基本方針（以下「本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号、以下「法」という）第 13 条の規定に基づき策定します。
- 本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、生徒、教職員、保護者、県教育委員会、警察、児童相談所の行政機関、地域のみなさま及びその他の関係者のみなさまとの連携のもと、「法」及び、新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和 2 年新潟県条例第 59 号、以下「県条例」という）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成 29 年 3 月 14 日最終改定文部科学大臣決定、以下「国基本方針」という）及び新潟県いじめ防止基本方針（令和 3 年 7 月改定新潟県・新潟県教育委員会、以下「県基本方針」という）等関係法令や方針等に基づくとともに、生徒指導提要（令和 4 年 12 月文部科学省）を踏まえ、本校におけるいじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）の未然防止、いじめ等の早期発見、いじめ等に対する迅速かつ適切な対応並びにいじめ等の再発防止の対策について（以下「いじめ等の対策」という）、基本的な方針や具体的な方策等並びにそれらを実施するための体制等について定めます。

2 いじめの定義

- 本方針における「いじめ」とは、「法」第 2 条に定める以下のものを指します。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- また、本方針における「いじめ類似行為」とは、「県条例」第2条第2項に定める以下のものを指します。

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

- 本校及び本方針においては、「いじめ類似行為」も「いじめ」と同様に取り扱うものとしします。
- 個々の行為が「いじめ等」にあたるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめ等を受けたとされる生徒（以下、「被害生徒」という）の立場に立って判断します。また、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努めるものとしします。

3 いじめ等に対する本校及び教職員の責務並びに本校生徒及びその保護者の役割

- 本校及び本校の教職員は、本方針等にのっとり、本校生徒の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で、いじめ等の対策を推進するとともに、本校生徒へのいじめ等があったと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとしします。
- 本校の教職員は、自身の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめ等を助長したりすることがないように、自身の人権意識を高めるとともに、生徒に対する指導に細心の注意を払います。
- 本校生徒は、いじめ等を行ってはなりません。
- 本校は、本校生徒に対し、本方針等にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう指導します。また、本校の生徒が、本方針等にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談できるよう指導します。
- 本校は、本校生徒の保護者に対し、本方針等にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する生徒等がいじめ等を行うことのないよう、当該生徒等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行っていただくよう協力を求めます。また、本校でいじめ等があった場合は、当該事実に向き合い、解決に向けて学校と連携して対処していただくよう協力を求めます。

4 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- 本校は、「法」第22条の規定に基づき、校長の指導のもと、いじめ対策推進教員を中心とする「いじめ対策推進委員会」を組織し、「いじめ等の対策」を推進するとともに

に、いじめ等が疑われる事態を把握した際（以下、「いじめ等の認知」という）には、早期の解決に向け組織的に対応します。

- 「いじめ対策推進委員会」は、校長、教頭、いじめ対策推進教員のほか複数の教職員及びスクールカウンセラーをもって組織します。また、対応する事案の内容に応じて県教育委員会との連携のともスクールソーシャルワーカー等外部専門家等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図ります。

5 いじめ等の防止につながる発達支持的生徒指導について

- 生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身につけることができるよう教育活動を行います。
- 学校生活全般において、生徒や教職員が互いにその個性や多様性を尊重、配慮し、極端な均質化のみに走ることがないような学校づくりを推進することによって、生徒自身が「自己指導能力」を身につけることができるよう支援します。
- 生徒がその興味や関心に応じて主体的に様々なことに挑戦できる活動や機会を偏りなく教育活動全般に配置し、生徒が、生徒同士の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係を築くことができるとともに、自身の「自己信頼感」を高めることができるよう配慮、支援します。
- 成長途上にある生徒が、困ったり、悩みがあったりしたときに、安心して、教職員を含む周囲の人間に相談したり、支援を求めたりすることができるような心理的安全性が担保された学校づくりを推進すると同時に、生徒同士、生徒と教職員間のコミュニケーションがより積極的に行われるような活動や機会を設定します。
- 教職員を対象に、いじめ等を始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

6 いじめ等の未然防止について

- 各教科・科目の指導、HR活動や生徒会活動等の特別活動、総合的な探究の時間、部活動等の課外活動等を通じて、生徒一人ひとりに対して、人権意識を高め、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせ「いじめ等を許さない心」や「いじめ等を起こさない力」を育成するとともに、自身の感情に気づき適切に表現したり、自己理解や他者理解を促進したりできるよう指導します。
- 教職員は、いじめ等の「傍観者」が、いじめを抑止する「仲裁者」やいじめ等を大人に相談できる「相談者」になれるよう、いじめられている生徒を「絶対を守る」という意思を示し、学級等の集団への安心感を育むことによって、「いじめを許容しない」雰囲気浸透させるように努めます。
- 生徒が、困ったり、悩みがあったりしたときに、安心して、教職員を含む周囲の人間に相談したり、支援を求めたりすることができるよう、スクールカウンセリングや定期的な生徒面談をはじめとする相談体制を整えるとともに、様々な機会を通じて取組

を生徒、保護者に周知します。また、全年次においてＳＯＳの出し方教育や心理教育の視点を取り入れた保健講座等を実施し、生徒の援助希求能力を高めるよう指導します。

- 生徒一人ひとりが、意欲をもって学校の活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 生徒や保護者に対し、「法」や本方針等の趣旨についてその意味や役割について学ぶ機会を設定します。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導するとともに、情報モラル教育を全年次で実施します。

7 いじめ等の早期発見対応について

- 教職員は、いじめ等は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、強く認識し、生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- 生徒が安心していじめ等について教職員に相談したり、訴えたりすることができるよう、年3回以上のアンケート調査を実施します。アンケートの実施にあたっては、回答の際、生徒のプライバシーを保護するよう配慮するとともに、何らかの訴えがあったときは直ちに生徒の希望する教職員等と相談できるよう対応し、生徒に安心感を持ってもらえるよう配慮します。
- 教職員は、アンケートや生徒からいじめに係る相談を受けた場合等いじめが疑われる事態を把握した際には、決して一人で抱え込むことなく、直ちに事案を校長に報告します。校長は、直ちにいじめ対策推進委員会を開催し、委員会においていじめ等の認知と対応について検討します。
- 学校は、いじめ等を認知したら、被害生徒やその保護者の心情や立場を理解し寄り添うとともに、被害生徒の保護を最優先に対応します。その際、被害生徒の不登校等二次的な問題の発生を防ぐよう、被害生徒の心のケアを行います。
- 学校は、被害生徒と保護者に支援者として被害生徒を必ず守っていくことを伝えるとともに、大人の思い込みで生徒の心情を勝手に受け止めないこと、被害生徒がその「辛さや願いを語る」ことができるよう留意します。
- 本校は、事案の中に、生徒や関係者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じたまたは被害が生じる危険性がある場合及び「法」第23条第6項並びに「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」（25文科初第246号文部科学省通知）に該当する疑いがある事案であると判断した場合、法令の定めに従い、速やかに県教育委員会に報告するとともに、医療機関、児童相談所、警察等に相談・通報し、連携して対処します。その際、事案によっては、保護者等への連絡の前に関係機関に連絡し、生徒の生命、身体等を守るための対応を優先する場合があります。
- 被害生徒やその保護者のニーズを確認し、安心して学校生活を継続できる環境の確保

やいじめた生徒（以下、「加害生徒」という）や被害生徒等が所属する学級等に対する指導については、具体的な支援案を提示し、被害生徒や保護者と相談し、その意向を尊重しながら実施します。

- 加害生徒に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、被害生徒と関係修復にむけて考えることができるよう指導します。その際には、いじめ等の行為は絶対に許されないという毅然とした指導を行うと同時に、加害生徒が内面に抱える不安やストレス等に十分配慮します。さらに、加害生徒の保護者に対して、丁寧な説明を行い、学校と保護者が一致協力していじめ等の解決に向け取り組めるようにします。
- いじめ等を傍観していた生徒等に対しては、自分の課題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。いじめ等について訴えたり、相談したりした生徒等についてはその勇気を称賛する共に、当該生徒の安全・安心を守り、継続的な見守りを行います。また、関係者の保護者に対しても丁寧な説明を行い、学校と保護者が一致協力していじめ等の解決に向け取り組めるようにします。
- いじめの解消は「国基本方針」に示す解消の条件を満たしているかを被害生徒と保護者に必ず確認するとともに、解消したと判断した後も、被害生徒、加害生徒及び関係生徒を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

8 重大事態に発展させない困難課題的生徒指導について

- いじめ等の案件の認知、事案の経緯、指導の方針等の情報については、全教職職員に速やかに周知するとともに、全職員で共通認識のもと指導が行われるようにします。
- 生徒指導提要 4.3.4 に示す対応が複雑化、困難化しがちな事案として挙げられているケース等については、本校の年次会、特別支援委員会等とも連携するするとともに、県教育委員会の指導のもと、生徒本人や保護者の意向を尊重しつつ、スクールソーシャルワーカーや学校外の医療機関や行政機関等との関係機関との連携を実施します。

9 関係機関との連携体制について

- 本校は、いじめ等に関する案件について、必要に応じて関係諸機関と速やかに円滑な連携が図れるよう県教育委員会の指導のもと、PTA、学校評議員会、地域の小中学校、医療機関、警察、児童相談所等の行政機関等と連絡を密にし、地域ぐるみでいじめのない温かな社会を築くための取組に尽力します。

令和4年3月25日 一部改定
令和6年4月1日 一部改定
令和7年4月1日 全部改定